

## 国際保健規則（IHR(2005)）に基づく情報収集及び情報伝達

### 1. IHR(2005)に規定されている情報収集及び情報伝達に関する主な事項

#### 1) WHO へ通報すべき事象

自国領域内で発生した国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのあるすべての事象及びそれら事象に対して実施される一切の保健上の措置

#### 2) WHO への伝達経路

IHR(2005)に基づき指定する IHR 国家連絡窓口を通じて、利用できる最も効率的な伝達手段による

#### 3) WHO への通報期限

公衆衛生リスクに関する情報をアセスメントした後 24 時間以内

### 2. 厚生労働省における情報収集及び情報伝達の体制について

#### 1) 情報の収集

「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、健康危機管理担当部局を中心とした情報収集を継続し、既存の法令によって報告が規定されている事項（感染症、食中毒等）については規定の報告を行うこととする。

その他の事態については、当面の間、都道府県等に対し通常とは異なる重症患者等の把握に関する情報提供を依頼した、「国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成 15 年 12 月 15 日 科発第 1215002 号等連名通知）」等に則って対応する。

#### 2) 情報のアセスメント

上記報告が寄せられた場合、速やかに健康危機管理担当部局において情報の評価を行う。さらに、省内及び厚生労働省所管の試験研究機関等の担当者・専門家からなる健康危機管理調整会議等において、情報の分析、対応についての検討を行う。また、必要に応じ、厚生科学審議会健康危機管理部会を招集し、専門的な評価・検討を行う。

#### 3) 情報の伝達

アセスメントの結果、WHO への通報が必要である場合は、IHR 国家連絡窓口である大臣官房 厚生科学課を通じて、速やかに情報提供を行う。

また、IHR 国家連絡窓口に対し WHO 等から重要な情報の提供があった場合は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、地方支分局、都道府県、保健所、地方衛生研究所、独立行政法人国立病院機構等に対し情報を伝達するとともに、原因物質に応じて、関係省庁等に迅速に情報提供を行う。